

第34回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 3月26日 (木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|----------------------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 85号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 86号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第174号 下限面積（別段面積）の設定について | |
| 第 7 | 議案第175号 耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について | 3件 |
| 第 8 | 議案第176号 現況証明願について | 2件 |
| 第 9 | 議案第177号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第10 | 議案第178号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第11 | 議案第179号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第180号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 7件 |

○出席委員（15名）

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
7番 森田 享子 君	8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君
10番 平間 清 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員（3名）

■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君

○欠席委員（1名）

11番 類瀬 正幸 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第34回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時21分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番・森田君 8番・大泉君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第34回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第85号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第85号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第85号について説明いたします。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

■さん。

申出面積、47.6ha。

指名年月日、令和2年3月5日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、大泉委員、笛木委員、熊谷委員、高原委員。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第85号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第86号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第86号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

報告第86号について説明いたします。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、■、■

■さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、熊谷委員、笛木委員。

報告年月日、令和2年3月12日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和64-1。

現況地目、畑。

面積、114,853㎡外14筆、合計476,212㎡。

年間賃貸料は、268,980円。

借受人氏名、■さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和7年1月29日となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

報告第86号、番号1について報告致します。

令和2年3月12日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には嶋中委員、平間委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、■■■■さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得の、■■■■さんへ賃借するものです。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

休憩致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） はい。

あっせん委員に訂正がありまして、熊谷委員と笛木委員と高原委員の間違いです。
訂正致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 4名が3名になったという事ですか。

○8番（大泉義明君） 2名が間違いで3名です。

私を入れて4名です。

○会長（佐瀬日出夫君） これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第86号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第174号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第174号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

議案第174号について説明いたします。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第3条第2項第5号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由について、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第17条第1項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、2015年農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

2. 農地法施行規則第17条第2項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内の耕作放棄地率は、0.15%と低い現状であるため。

なお、報告につきまして、農地部会長である笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第174号について報告致します。

先ほど、議員室において説明がありました通り、全体協議会を開催し、下限面積の設定について検討を致しました。

事務局の説明のとおり、町内の大半の農家は2ヘクタール以上の面積を有していることや、耕作放棄地率が0.15%と低いため、下限面積を設定しないことと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、農地部会長14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第174号は原案可決されました。

◎議案第175号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第175号、耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第175号について説明いたします。

耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について、利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議決を求めるものであります。

判断を求められている農用地は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

所在、字標茶199-1。

地目、農地基本台帳、畑。

登記簿、原野。

面積、登記簿面積、39,343㎡。

実面積、39,000㎡。

所有者氏名、XXXXXXXXXXさん。

耕作放棄地の把握年月日、平成21年10月23日。

現況確認日、令和元年10月23日。

なお、番号2、3につきましては、地目、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、現況確認日が番号1と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号2。

所在、字標茶200-1。

面積、登記簿面積、29,686㎡。

実面積、29,686㎡。

番号3。

所在、字標茶203-1。

面積、登記簿面積、80,093㎡。

実面積、79,400㎡。

なお、番号1から番号3まで、農地部会長であります、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第175号について報告致します。

令和2年2月27日に、役場議員室において、農地利用状況調査検討会議を開催し、耕作放棄地に係る、農地・非農地について検討致しました。

事務局より説明のありました計3筆においては、現地を確認し、再生が困難と見込まれる荒地農地であることから、現状では非農地化はやむを得ないという判断で意見が一致いたしました。

今後は、所有者及び関係機関に非農地判断を行った事を通知することとなります。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号3まで内容3件について、事務局の説明並びに、農地部会長14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第175号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第176号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第176号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第176号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字上多和178-3。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、40㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、笛木委員、高原委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年11月7日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

議案第176号、番号1について報告致します。

この件については、あっせん案件で令和元年11月7日に、笛木委員、高原委員、熊谷委員、事務局より相撲局長、大河原主事と私で現地を確認しております。

配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地は、住宅から公衆道路を通るために分筆された土地で、現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字栄18-1の内。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、7,068㎡外1筆。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXさん。

調査委員は、嶋中委員、森田委員、渡邊委員、熊谷委員。

調査年月日、令和2年3月16日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第176号、番号2について報告致します。

3月10日付けで調査依頼がありまして、3月16日に森田委員、渡邊委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と私で現地調査を行ってまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

今回の案件は、XXXXXXXXXXにかかる現況証明願の申請であります。

当該地の現況は、未利用地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第176号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第177号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第177号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第177号について説明致します。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字ヌマオロ原野基線14番地2。

現況地目、雑種地。

面積、10,303㎡の内8,696.88㎡外1筆、合計が15,425.88㎡。

事業計画の名称、ロール置場・スタック・作業敷地の確保。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、ロール置場800㎡、スタック2,300㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、該当ありません。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第177号、番号1について報告を致します。

3月12日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農用地を施設用地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われれます。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

当該地は周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字虹別原野61線103番地8。

現況地目、原野。

面積、7,813㎡の内1,796㎡外1筆、合計2,556㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル360枚。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

他法令の許認可の見通しは、該当ありません。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件もよい。

周辺には農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第177号、番号2について報告致します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月16日に高原委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 9 ページから 16 ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し、問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 177 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 178 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 10。議案第 178 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について内容 2 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第 178 号について説明いたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上多和 44-20。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,915㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方の希望、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金564,000円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が1,137,064㎡うち借入地が581,926㎡、譲受人が885,619㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります大泉委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第178号、番号1について報告致します。

3月5日に事務局より調査依頼があり、3月25日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

■■■■さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め約88.5haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線176-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、24,739㎡。

契約の種類、賃貸借（許可日から1年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は相手方の希望、借受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金37,000円。

世帯員又は構成員、借受人4名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が156,783㎡、借受人が357,606㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号2につきましては、調査委員であります津野委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野。

議案第178号、番号2について報告致します。

3月10日に事務局より調査依頼があり、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の[REDACTED]さんは、相手方要望のため農地を貸付し、借受人の[REDACTED]さんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[REDACTED]さんが申請地を賃借後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め約35.7haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第178号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第179号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11、議案第179号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第179号について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、[REDACTED]さん。

転用者、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、411.15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、太陽光発電所施設設置。

転用計画内容、期間、許可日から3年間。

架台杭、410.4㎡。

フェンス杭、0.75㎡。

作業スペース、4,145.57㎡。

調査委員、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

なお、本案件は太陽光発電設備を農地に設置し、そのパネルの下で営農を継続するという内容になっておりまして、農用地区域内農地であっても、一時転用許可をもって設置が可能となっております。

許可要件につきましては、転用期間が3年以内であること、太陽光の支柱等の設備が簡易な構造で容易に撤去可能であること、周辺の農地へ影響及ぼさないことが図られているかどうか、農地法3条許可を受けているかどうかを許可要件となっております。

以上のことを踏まえまして、番号1につきましては、調査委員であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第179号、番号1について報告いたします。

3月13日に事務局より調査の依頼があり、3月23日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の17ページから21ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主の[REDACTED]さんで、貸主の[REDACTED]さんの土地に太陽光発電の設置を

目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、パネルの下で耕作しながらの一時転用で許可後、容易に撤去可能なことから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第179号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第180号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12、議案第180号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容7件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第180号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり7件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和64-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、114,853㎡外14筆、合計面積は476,212㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年3月30日から令和7年1月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年3月30日。

金額は、年間268,980円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1についてはあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。
以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野917。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、56,919㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年3月30日から令和12年3月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年3月30日。

金額は、無償となっております。

なお、番号2については調査委員であります、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第180号、番号2について報告致します。

3月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月22日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の [] さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の [] さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

なお、[] 番・[] 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[] 君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[] さん外 [] 名。

利用権の設定等をする者、[]、[] さん。

土地の所在、字ヌマオロ4-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、38,718㎡外9筆、合計面積は2,024,047㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、番号3については調査委員であります、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第180号、番号3について報告致します。

3月18日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月22日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]は、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]の構成員である、[]さん外[]名は、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は原案可決されました。

（[]君復席）

お諮り致します。

番号4から番号6まで、内容3件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん外[]名。

利用権の設定等をする者、[]、[]

さん。

土地の所在、字チャンベツ123-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、275,706㎡外4筆、合計面積は424,520㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月1日。

金額は、無償。

なお、番号5から番号6まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん外[REDACTED]名。

土地の所在、字上チャンベツ原野34-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,652,672㎡外1筆、合計面積は1,744,872㎡。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん外[REDACTED]名。

土地の所在、字中チャンベツ178-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,196,607㎡外3筆、合計面積は1,969,181㎡となっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第180号、番号4から番号6について報告致します。

3月18日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]は、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]の構成員であります、[REDACTED]さん外[REDACTED]名、[REDACTED]の構成員である[REDACTED]さん外[REDACTED]名、[REDACTED]の構成員である[REDACTED]さん外[REDACTED]名は、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号6まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6まで内容3件については原案可決されました。

次に、議案第180号、番号7についてですが、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当致しますので、審議開始から終了まで退席致します。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員(15名) 異議なし。

○会長(佐瀬日出夫君) それでは、議案第180号、番号7の審議終了後に入室、着席致します。

熊谷職務代理にお願い致します。

休憩致します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時23分

○会長職務代理者(熊谷英二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて番号7を議題と致します。

なお、**■**番・**■**君、**■**番・**■**君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(**■**君退席)

(**■**君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、**■**、**■**

■さん外**■**名。

利用権の設定等をする者、**■**、**■**さん。

土地の所在、字阿歴内148-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、489,573㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長職務代理者（熊谷英二君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第180号、番号7について報告致します。

3月18日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]は、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]の構成員である[]さん外[]名は、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者（熊谷英二君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（熊谷英二君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（熊谷英二君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

（[]君復席）

（[]君復席）

佐瀬会長に申し上げます。

議案第180号、番号7は原案可決されましたことをご報告致します。

ここで議長の交代を致します。

休憩致します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引続き会議を開きます。

以上をもって、議案第180号、内容7件は原案可決されました。

続きまして追加議案が配布されておりますので、審議を行います。

◎議案第181号

○会長（佐瀬日出夫君） 議案第181号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第181号について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

借受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、6,887㎡。

契約の種類、地上権の設定（許可日から3年）。

権利移転設定の理由、貸付人は相手方要望、借受人は太陽光発電所運営のため。

世帯員又は構成員、貸付人25名。

畑、採放地につきましては、貸付人が2,515,352㎡うち借入地が744,499㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、本件につきましては、地上権の設定に対して必要な要件につきましては、対象とされた農地等及び周辺の農地等の利用状況に支障がないか、その農地等について関係権利者との調整がなされているかどうかを審査し、農業上の土地利用との調整が図られる場合に、許可処分を行うとされております。

それを踏まえまして、渡邊委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第181号、番号1について報告致します。

3月23日に事務局より調査依頼があり、同日現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんの要望により、借受人の[REDACTED]さんは、太陽光発電施設の設置に伴う地上権の設定のため、今回の申請となりました。

今回の申請は、地上権の設定を目的としておりますので、農地を耕作することは要件に含まれておりません。

また、地上権の設定の対象とされた農地及びその周辺の農地等の利用上支障がなく、関係権利者との調整も整っていると認められます。

これらの調査の結果から、許可については問題がないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第181号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第34標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第34回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時24分閉会）